

前項の手数料は、手續が開始せず又は開始するも和議可決に至らずして廢止せられたるときは、之を徵收せず。手数料は、和議にて引受けたる義務を履行せざる爲め、和議認可後、債務者に對し、破産が開始せられたるときと雖も、之を徵收せず。

第七十三條 本法は、官報に於ける告示を以て其效力を有し且支拂猶豫に關する商法の規定(第七百三十三條乃至第七百九十二條)並に本法に背反する其他一切の法律を廢止す。
本法の施行は之を司法省に委任す。

附 記

(法學新報四二卷一〇號掲載・昭和七年七月八日脱稿)

一九三二年三月二十八日の右法律は其後一九三三年三月二十五日の法律に依りて一部改正せられたのである。其改正せられたる部分は左の如くである。

- 一 一九三二年四月の法律第五條を次の如く變更した。即ち「債務者が債權者に對し十分の満足を與ふことを申立つるときは、少くも自己の債務の總額の五割までの満足を與ふことを申立て且之れを擔保することを要す」と。
- 二 一五三三年四月の第十一條第一項の次に次に項目を置いたのである。即ち「擔保は終局的債權者表(五七條)に記載せられたる總債權者には特に明記せられたる債權者の満足のみに充てられたる債務者の不動産に禁止を爲すことに依りても之れを成立せしむることを得」と云ふのである。
- 三 同第二十四條第四項を「第一項及第二項は別除權を有する權利者にも之れを適用す」と改め同項の他の部分を削除した。
- 四 同第五十四條第四項に於て「認可」する詞の後に「又は認可せざる」なる文字を加へた。
- 五 同第五十五條第二項を次の如く變更した。即ち「債務者に與へたる恩惠は保證人にも亦之れを適用す。期限の到來せる他の共

同債務者に對する債權者の權利並に質權又は抵當權に依りて擔保せられたる權利は和議に依りて其損害を受くることなし。尤も和議に依り第四十大條末項に依る支拂猶豫のみを許可したるときは、この猶豫は質權又は抵當權に依り擔保せられたる債權者にも亦其效力を有す」と變更したのである。(Vig. Mitteilungen des C. V. 59 Jahrg. Nr.15)。

(昭和十年十一月二十六日附記)

十六 ブルガリヤ國の債務者負擔輕減法

一

一 ブルガリヤ國(以下單にブ國と稱す)は本年の一九三二年三月二十八日に破産豫防を目的とする和議法を制定し翌二十九日之れを施行したのであるが(十五參照)、然るに是れを過ぐる僅かに二週間許りに於て、債務者に恩惠を與へ其負擔を輕減する二箇の法律を制定施行することとしたのである。即ち其一は本年四月十六日に制定せる法律であり、他は本年四月十九日の法律である。而して前者は同年四月十六日の公布と同時に施行せられ、後者は同月十九日に公布施行せられたのである。右二箇の法律は我國現時の困窮せる農民及び中小商工者を救済する手段に付ての參考資料ともなるものあるべしと思はる。

二 和議法は、申すまでもなく、債務者及び債權者の雙方の利益を保護する社會政策上の法律であるが(拙著日本和議法論七〇頁以下・同破産法大綱七頁以下)、歐洲大戰爭後特に近時の如く經濟上の不況甚だしき時代に於ては、同法のみに依りては、支拂困難に陥りたる債務者の利益を保護するに不

十分なりとの考が起り來たり、悲境にある債務者を救済するには、他に特殊の法律を制定し、之れに依りて債務者の利益を保護せんとするの意圖の起るのも強ち無理からぬことである。左れば、ブ國に於ては、這般和議法の外に、専ら債務者の負擔を輕減し以て利益を保護する爲めの債務者保護法の制定せられたる所以である。特に同國に於ては、農民の窮狀甚だしきものありと見え、特に之れを他の者より甚だ厚く保護するのである。

私は、ブ國の債務者保護法たる二箇の新法律の、大要を説明し且前者に付ての其正文を翻譯して掲ぐることにする。正文の翻譯を掲載する理由は、之れを見れば直ちに其内容を知るに容易なると同時に他日の研究の便宜となるものありと思はるるからである。

二

一 一九三二年四月十六日の法律は、三十九ヶ條より成るものであつて、和議法と異なり、獨り商人たる債務者にのみ適用せらるるものにあらずして、却て商人及び非商人(農民を除く)の區別なく、債務者一般に之を適用するものである。而して同法は、之れを二部に分つことを得て、其第一部は債務者に對する強制執行停止及び差押制限物件の擴張の規定であり、其第二部は裁判に依る債務一部免

除の規定である。されば同法は正確に云へば、強制執行停止差押制限物件の擴張及び債務軽減の法律と稱すべきである。其大要は次の如くである。

二 (イ) 該法の恩恵を受くることを得る債務者は、一九三一年一月一日以前に成立せる債務を負擔するものに限らるのであるが、然し後日又其適用を同日以後に成立したる債務にまでも擴張することなしとも限らぬのである。同法第一部に依れば、債務者が、前段の債務の爲め強制執行を受けたる場合に於て、最後の競賣期日前の遅くも一日目に、強制執行を爲す基本たる總債權額の一割を執行判事に支拂ひ且其初年度の終りまでに尙一割を又其後の各六ヶ月目に夫々其一割宛を支拂ふべき旨を約するときは、強制執行の停止を申請することを得る。債務者の申立が許さるるならば、債務者は債權者に對し支拂延期を受けたる債權の部分に付き年七分の遅延利息を支拂はねばならぬのである。

(ロ) 債務者は、競賣の始めに於てのみ、強制執行停止の申立を爲し得るものと限定せられざるものであつて、強制執行手續の各段階に於て、其債務の割合支拂を爲すことの約定の下に停止の申立を爲すことを得るのである。債務者が其義務を履行せざるときは、強制執行停止は復活し且債權者は優先的辨濟を受くるの權利を有する。

三 (イ) 同法第二部は債務者の負債が資産を超過し且其超過債務が二十萬レフ(獨貨五千マール・邦

貨約四千圓)より多額ならざるときは、債務者は其債務に付き一部免除なる裁判上の恩恵(整理)を受くることを得るのである。而して此恩恵は、制限的のものなることを特に注意せねばならぬのである。蓋し此恩恵を受くる爲めには、本法施行後六ヶ月内に其申立を爲さねばならぬからである。

(ロ) 債務者は治安判事に對し其申立を爲すべきであつて、申立あれば、判事は十五日内、之れに關する期日を指定し且協議の爲めの目的を以て、總債權者を呼出すのである。債權者は、判事の裁判に付ては何等容喙の權利を有せざるも、債務者をして其財産状態を正當に開示したる旨の宣誓を履行せしむべきことを裁判所に請求することが出来る。加之債權者は、更に、債務者の營業範圍に従ひ、一人若くは三人の鑑定人を以て、債務者の財産状態を調査せしむべき旨を裁判所に申立つることを得る。

(ハ) 判事は右開示及び其他の調査濟を參酌し、十分の注意を以て裁判するのであつて、判事の與ふる免除は三割を超過することを得ない。

裁判上整理手續の開始は債務者に對し強制執行を爲すことを得ず、又已に開始したる強制執行は之れを停止するの效果を生ずる。民事訴訟法第六六條に依れば、債務者の六ヶ月の生活に必要な食料及び燃料に限り執行を免るるを得るものなるに反し、本法に依れば一年間分のものが執行を受けな

いのである。

三

一 次に第二の法律たる本年四月十九日の法律は、専ら農民救済を目的とするものであつて、第一の法律に對する特別法の觀がある。第二の法律たる農民救済法は、農民を他の一般人よりも一層多く救済せんとするものであつて、我が國現時の狀況に照し尠からざる衝動を與ふるものである。次に第二の法律内容の概要を掲ぐる。

二 第二法律の適用を受くるものは、二百五十デカール以下の土地を有する農民並に二萬五千レフ（獨貨六百二十五マルク、邦貨約五百圓）以上の價額ある農業用器械を有する農民である。然し住宅以外に二十萬レフ以上の價額を有する建築物を所有する農民は、本法の適用を受けないのである。本法に於ても、亦第一の法律と同じく、一九三一年一月一日以前に於て發生せる債務に付てのみ、裁判上の恩恵たる執行停止及び免除を受くることを得るのである。

三 (1) 本法の第一の一部は一九三二年十二月一日まで一切の強制執行の停止を命ずるのである。但不動産及び二萬五千レフ以上の價額ある農業用の器械に付き債權擔保の爲めに爲したる差押は之れを許

すのである。

(四) 其第二部と言ふべきものは、債務者及び債權者の雙方よりの申立に依る裁判上の恩恵を得ることにある。申立は、本法施行後六ヶ月内に之れを治安判事に爲さねばならぬ。手續は、第一法律の裁判上の一部免除に關する規定に相當する。判事は、自由裁量に依り、債權の支拂延期及び五割までの免除を債務者に與ふることを裁判する。若し五割以上の免除を與ふべき場合には、債權者多數の同意を必要とする。判事は一萬五千レフまでの債權に付ては、三年まで、五萬レフまでは五年まで、五萬レフ以上なれば十年までの支拂延期を債務者に與ふることを得る。農業用の器具器械の爲めにする債權に付ては、延期期間は五年を超ゆることを得ない。延期中の債權に對する利息は年七分に制限せらる。

(ハ) 判事は判決を以て裁判する。此裁判に對しては、二週間に市裁判所に控訴を爲すことを得る。
(ニ) 辯論は簡易手續に依りて行はる。ブルガリヤ農業銀行は、其訴訟に參加人として呼出を受く。債務者は、同銀行に代理を委任することを得る。農業銀行は、本法第七條に依り、和議成立の爲めに責任を引受くることを得る。尤も自己の評價に依り債務者の所有財産が其責任を償ふに足る十分の價格ありと認むるときに限らる。銀行は其責任引受に付き、債務者の所有物に對し抵當權を取得するの

である。

四

一九三二年四月十六日の法律の正文は左の如くである。

第一條 強制執行手續ノ開始セラレタル債務者ハ其動産又ハ不動産ノ公賣ノ最後ノ一日ニ強制執行ノ認許ヲ受ケタル債務總額ノ一割ヲ支拂ヒ且最初ノ年ノ終リニ更ニ其一割ヲ又其後ノ各六ヶ月目ニ一割宛ヲ執行判事ニ支拂フヘキ旨ノ書面上ノ義務ヲ負擔シタルキハ、強制執行ノ停止ヲ申立ツルコトヲ得。停止ハ執行判事之ヲ言渡ス。
債務者カ其分割拂ヲ遲滞シタルトキハ、強制執行ハ執行申請人ノ申立ニ因リ之ヲ續行ス。但シ債務者ハ爾後其停止ヲ申立ツルコトヲ得ス。

本規定ハ、千九百三十一年一月一日前ニ成立シタル各種ノ債務ニ付キ之ヲ適用ス。但シ同日以後ニ成立シタル債務ニ付テモ其適用ヲ伸長スルコトアルヘシ。

第二條 本法ニ依リ支拂ヲ止メラレタル債權ハ其停止後發生セル債權ニ對シ優先辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス。

第三條 裁判所ニ繫屬スル公賣許可ノ手續ニ付テハ、債務者ハ本法施行マテ繫屬セル審級ノ裁判所ニ對シ其手續ノ終決スルマテ第一條ニ依リ自己ニ屬スル權利ヲ行フコトヲ得。

此場合ニ於テ債務者カ適當ノ時期ニ個々ノ分割拂ヲ爲ササルトキハ、最後ノ訴訟行爲ノ辯論ハ之ヲ續行ス。手續ノ廢止ト同時ニ裁判所ハ買得者ノ最高申出額ノ返還ヲ命ス。執行判事ハ手續再施ノ場合ニ於テ、最高額申出人カ所有權ノ競落ヲ希望スルトキハ申出人ニ對シ更ニ最高額ヲ支拂フヘキ旨ヲ命スルコトヲ得。最高額申出人カ所有權ヲ引受ケス又ハ指定期間内ニ最高額ヲ支拂ハサルト

キハ、手續ハ民事訴訟法第八百二十一條ニ依リ、之ヲ進行スヘシ。此場合ニ於テハ引受ヲ爲ササル最高額申出人ハ其質權ヲ喪失セス。

註(民事訴訟法第八百二十一條、所有權ヲ競落シタル買得人ハ競落後遅クモ三日ノ午後五時マテニ少クモ其申出額ノ五分ノ一ヲ支拂フコトヲ要ス。買得代金ノ殘餘ハ次ノ十日間ニ支拂フコトヲ要ス。

買得人カ右期間内ニ最高申出額ノ五分ノ一ヲ支拂ハザルトキハ、執行判事ハ申出人ニ次グ順位ノ申出人ヲ呼出シ且勸誘後三日ノ期間内ニ其最高申出額ノ五分ノ一ヲ支拂ヒ其所有權ヲ引受クベキ旨ヲ告グルコトヲ要ス。此申出人ガ競落ヲ拒ミタルトキハ、執行判事ハ、申出ノ順位ニ從ヒ他ノ申出人ニ對シ、呼値ノ少クモ十分ノ一ヲ申出タル申出人ニ至ルマデ、所有權ノ引受ヲ爲スベキコトヲ勸誘スルコトヲ要ス。本規定ハ通常債權又ハ優先權ニ基キ公賣ヲ爲スニ至レル事情ニ關係ナク、各所有權ニ付キ之ヲ適用ス。

第四條 本法ノ施行中ハ、競賣申請人ト債務者トノ一致ナキ場合ニ於テハ、一人又ハ三人ノ鑑定人ノ確定シタル市場價額ハ、公賣ニ指定セラレタル動産及ヒ不動産ノ評價額ト爲ス。其市場價額ハ、第二回ノ公賣ニ當リ、民事訴訟法第八百二十四條第一號第二號及ヒ第七百四十三條第一號第二號ノ場合ニ於テハ、二割ヲ減額スヘシ。

本規定ハ通常債權又ハ優先債權ニ基キ公賣ヲ爲スニ至レル事情ニ關係ナク、各所有權ニ付キ之ヲ適用ス。

註(民事訴訟法第七百四十三條、動産所有權ノ賣却ハ、左ノ場合ニ於テハ成立セザリシモノト看做ス。

- 一 申出人ナキトキ又ハ基本評價額ノ一割以上ヲ申出ツル者ナキトキ、
 - 二 競賣ニ當リ、基本評價額以上ノ代價ヲ得ルコト能ハザルトキ、
 - 三 競落人ガ競落物ノ代金ヲ正當ナル時期ニ支拂ハサルトキ、
- 第八百二十四條、左ノ場合ニ於テハ、不動産ノ賣却ハ成立セサルモノト看做ス、

- 一 申出人ナキトキ又ハ基本評價額ノ一割以上ノ申出ヲ爲ス者ナキトキ、
- 二 出頭シタル申出人ガ基本評價額ヲ超過スル申出ヲ爲ササルトキ、
- 三 第八百二十一條第二項ニ定メタル場合。

第五條 民事訴訟法第六百六十六條及ヒ第七百八十一條ニ掲クル動産及ヒ不動産ノ外、左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押ヘ又ハ公賣ニ附スルコトヲ得ス。

一 債務者及ヒ其家族ノ生活ニ必要ナル一年内ノ家屋ニ在ル食料及ヒ燃料又ハ之レナキトキハ煙草、米、種子其他同種以外ノ同量ノ農産物、

二 債務者カ日常ノ營業、副業ニ必要ナル器具及器械ニシテ二萬五千レワマテノ價額ヲ有スルモノ。

註(民事訴訟法第六百六十六條は差押を禁じたる動産を掲げたるものにして、第一號乃至第十一號として之を列擧す。民事訴訟法第七百八十一條、左ニ掲クル債務者所屬ノ不動産ハ之ヲ公賣ニ附スルコトヲ得ス。

一 租税評價ニ依リ市ニ於テハ八萬レワ、村ニ於テハ六萬レワノ價額ヲ超過セサル債務者ノ家屋、

二 二ドカーヲ超エザル範圍ノ葡萄園、番籾園及ヒ其他ノ庭園、

三 二十ドカーヲ超エザル面積ヲ有スル一箇又ハ數箇ノ耕地、

債務者カ、市ニ於テハ八萬レワ、村ニ於テハ六萬レワノ價額ヲ超過スル家屋ヲ有スルトキハ、賣却ハ之ヲ爲スコトヲ得ルモ其賣得金ノ内八萬レワ若クハ六萬レワハ、債務者ニ於テ配當決定ノ確定後一年内ニ他ノ家屋ヲ買得シタルコトヲ證明スルマテ、之ヲブルガリア農業銀行若クハブルガリア中央團體銀行ニ寄託スルコトヲ要ス。其金額ハ、債務者ノ買得シタル家屋ノ賣主ニ對シ賣買締結ニ關スル公證人ノ認證ニ基キ、之ヲ支拂フヘシ。債務者カ右期間内ニ家屋ヲ買ハサルトキハ、執行判事ハ、寄託セル金額ヲ引出シ且満足ヲ得サル執行申請人ニ配當スルコトヲ要ス。

債務者ハ、法律ニ依リ自己ニ屬スル權利ヲ第三者ニ讓渡スルコトヲ得ス。

本條ニ掲クル所有權ヨリ生スル所得ハ第六百六十六條ノ規定ノ適用ナキ限リハ強制執行ノ實施ヲ免カルコトナシ。

第六條 本法施行後一年内ニ、債務者ハ、義務及ヒ契約法第三百八條以下ニ包含スル規定及ヒ條件並ニ同法第二百十三條第二項ニ從ヒ、千九百二十九年一月一日以後ノ公賣不動産ノ買戻ヲ請求スルコトヲ得、但第三者カ其權利ヲ千九百三十二年五月一日前ニ取得シタル場合ニ限ル。

註(義務及び契約法第三百八條、第三百十五條は、半額以上の減少に依り、賣買の無効に付て規定を定む。

同法第二百十三條、半額以上ノ減少ニ依ル取消ノ訴ハ、未成年者ニ關スル場合ニ於テモ之レヲ提起スルコトヲ得ズ、特ニ法律ノ定ムル場合及ビ條件ノ下ニ於テハ此限リニ在ラズ。

右訴ガ適法ナルモ、此訴ハ訴提起前不動産上ニ權利ヲ取得シタル第三者ニ對シ其效力ナシ。

第七條 債務者ノ債務カ資産ヲ超過シ其額二十萬レワ以下ノ債務ナルトキハ、其債務者ハ債權者ニ相當ナル擔保ヲ供スル際、自己ノ債務ニ付キ裁判上ノ整理ヲ受クルコトヲ申立ツルコトヲ得。

第八條 債務ニ付テノ裁判上ノ整理ヲ受クルノ申立ハ、管轄治安判事ニ對シ、之ヲ爲スヘシ。

治安判事ノ判決ニ對シテハ、二週間内ニ、管轄市裁判所ニ控訴ヲ爲スコトヲ得、但三萬レワ以下ノ債務ニ關スル辯論ハ、同裁判所ノ單獨判事ノ管轄ニ屬ス。市裁判所ノ裁判ニ對シテハ更ニ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス。

第九條 債務ニ付テノ裁判上ノ整理ヲ受クル申立ニハ、債務者ハ、左ノモノヲ開示スルコトヲ要ス。

- 一 債務者ノ一切ノ動産及ヒ不動産、
- 二 債務者ノ營業其開始ノ年度、經營關係及ヒ收入、
- 三 債務ニ付キ裁判上ノ整理ノ申立ヲ爲スニ至レル動機及ヒ其支拂ヒ得ル金額、

- 四 自己ノ債務者ノ氏名及ヒ住所ヲ明示シ且之レニ對スル自己ノ總債權並ニコレニ關スル争ヒノ有無、
- 五 自己ノ債權者ノ氏名及ヒ住所ノ明示及ヒ之レニ對スル債務、
- 六 債務者カ、申立ニ先ツ一年內ニ、尊屬親及ヒ卑屬親、配偶者、兄弟姉妹、又此等ノ子孫ニ贈與ヲ爲シ又ハ之レト有債若クハ無債ノ行爲ヲ爲シタリヤ否ヤ、
- 七 裁判所ノ命シタル義務履行ヲ擔保セントスル其種類、
- 八 一切ノ證據方法ノ表示及ヒ證人ノ氏名及ヒ住所、
- 第十條 債務者ハ裁判上ノ整理ノ申立ニハ左ノモノヲ添附スルコトヲ要ス。
 - 一 制規ノ租税ニ關スル稅務署ノ證明並ニ最後ノ一年ニ於ケル納稅申告ノ謄本、
 - 二 債務者ノ營業ノ範圍、收入及ヒ經營狀況ニ關スル所轄營業及ヒ專門組合又ハ商工會議所ノ證明、
- 第十一條 債務者カ、第九條及ヒ第十條ニ掲ケタル條件ヲ履行セサルトキハ、債務ノ裁判上ノ整理ノ申立ハ之ヲ棄却ス。
- 第十二條 裁判所ハ、債權者ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ、債務者ノ財產狀態ニ關スル意見ヲ徵スル爲メ、一人又ハ三人ノ鑑定人ヲ選任スルコトヲ得。其他債務者ハ、債權者ノ申立ニ因リ、自己カ其財產狀態ヲ最モ明細ニ且完全ニ開示シタル旨ノ宣誓ヲ爲スコトヲ要ス。
- 第十三條 申立後遅クモ十五日目ニ、事件ノ辯論期日ヲ指定シ且債務者、債權者及ヒ申立書ニ掲ケタル證人ヲ呼出スヘシ。同時ニ、裁判所長又ハ治安判事ノ命令ニ依リ、債務ノ裁判上ノ整理ニ關スル申立及ヒ期日ノ日時ヲ裁判所ノ掲示板ニ貼附スヘシ。期日開始マテハ、申立書ハ何人ニ於テモ之ヲ閱覽スルコトヲ得。
- 第十四條 申立書ニ記入セサル債權者ハ、第一回ノ期日マテニ參加シ且申立書ニ其記入ヲ請求スルコトヲ得、同時ニ債權者ハ自己ノ債權原因及ヒ債權證明ノ爲メノ證據ヲ表明スヘシ。

- 第十五條 期日ニハ、債務者ノ一切ノ債務及ヒ債權並ニ裁判ニ必要ナル一切ノ争ヒアル事情ヲ調査シ且利害關係人ヲ審訊スヘシ。總テノ證據ハ、第一回ノ期日マテニ之ヲ提出スヘシ。申出テラレタル證人ニ付テハ出席シタル者ノミヲ訊問スヘシ。
- 第十六條 裁判所ハ、債權並ニ債務者ノ履行スヘキ支拂ノ範圍ニ關シ表明セル開陳ニ付キ、注意深キ心證ヲ以テ之ヲ裁判シ且履行及ヒ擔保ノ種類ヲ明示スヘシ。
免除ハ三割ヲ超過スルコトヲ得ス。
- 第十七條 一切ノ債權者ハ、優先辨濟ノ權利ヲ有スル者及ヒ其有スル權利ヲ除キ、其他ハ平等ニ取扱フヘシ。
- 第十八條 配偶者、尊屬親及ヒ卑屬親並ニ四親等內ノ傍系親族及ヒ三親等內ノ姻族ニ對スル債務者ノ義務ハ、認證アル證書ニ係リ保持セラレ且申立前三年ヲ經過セサルモノハ、之ヲ無効トス。
- 第十九條 債務ノ裁判上ノ整理ノ申立ハ、裁判所ニ於テ債務者ノ支拂困難ノ財產狀態カ其濫費及ヒ不誠實ニ因ル業務執行ニ基クモノナルコトヲ確定シタルトキハ、之ヲ許サス。
- 第二十條 債務ノ裁判上ノ整理手續ノ繼續中ハ、債務者ニ對シ強制執行ヲ爲スコトヲ得ス、執行中ニアルモノハ之ヲ停止ス。手續繼續中ニ、債務者カ其財產ニ付キ爲シタル讓渡又ハ負擔ハ之ヲ無効トス。
- 第二十一條 債務者カ裁判所ノ判決ニ依リ命セラレタル債權者ニ對スル義務ニ付キ、判決ノ言渡シタル條件ニ依リ之ヲ履行セサルトキハ、債務ノ裁判上ノ整理ハ、當然消滅シタルモノト看做サレ且一切ノ義務ハ、當時其一部カ支拂ハレサルモノニ限り、即時ニ期限到來セルモノトス。但シ已ムコトヲ得サル場合ハ此限りニ在ラス。此場合ニ於テハ裁判所ハ期限到來セルモノノ支拂ニ付キ、新期日ヲ定ムルコトヲ得。
- 第二十二條 債務者カ、自己ノ支拂能力ヲ債權者ノ損害ニ於テ減少スル目的ヲ以テ、財産ヲ移轉シ、毀損シ若クハ破壊シ又ハ同一目的ヲ以テ自己ノ財産ニ虛偽ノ債務ヲ負擔シタルトキハ、三年以下ノ懲役ニ處シ且本法ニ依ル恩惠ヲ受クル權利ヲ喪フ。

第二十三條 債務ノ裁判上ノ整理手續ノ期間繼續中ハ、債務者ハ自己ノ債務ヲ支拂フコトヲ得ス。若シ之ニ違反スルトキハ、刑事上ノ責任(第二十二條)ヲ負フ。既ニ支拂ヒタルモノハ無効トシ且之ヲ返還スヘシ。

第二十四條 債權者カ、債務者ト通謀シ又ハ之レナクシテ、虛偽ノ債權ヲ届出テ又ハ眞實ヨリ多額ノ債權ヲ届出テタルトキハ、二年以上ノ懲役ニ處シ且一萬レワ乃至三萬レワノ罰金ニ處ス。

第二十五條 債務者カ、期限到來ノ債權ヲ有シ且自己ノ爲メニ強制執行ノ認許ヲ得サルトキハ、第一條ノ規定ニ從ヒ、債務ノ支拂ヲ始ムヘキ旨ヲ債務者ニ勸誘スヘキコトヲ執行判事ニ請求スルコトヲ得。此場合ニ於テハ、第二十八條ニ掲クル期間經過ノ後一ヶ月内ニ第一回ノ分割拂ヲ爲スヘシ。

第二十六條 執行判事ニ對スル債權者ノ申立ハ、左ノ諸件ヲ包含スルコトヲ要ス。

一 債權者ノ氏名及ヒ明細ナル住所、

二 債務者ノ氏名及ヒ明細ナル住所、

三 債權額及ヒ其發生原因、

申立書ノ謄本ハ之ヲ債務者ニ對スル送達ニ添附スヘシ。

第二十七條 債權者ノ申立書受領後直チニ、執行判事ハ、申立書ノ謄本送達ノ下ニ、債務者ニ對シ其債務ヲ返済スヘキコトヲ命ス。

第二十八條 送達アリタル後遅クモ十四日ニ、債務者ハ債權者ノ債權ヲ承認スルヤ否ヤヲ書面ヲ以テ執行判事ニ回答スヘシ。債務者カ債權額ノミヲ争フトキハ其如何ナル部分ヲ承認スルヤ否ヤヲ開示スヘシ。

第二十九條 債務者カ、其指定セラレタル期間内ニ回答ヲ爲サス又ハ其債務ヲ一般ニ承認セサルトキハ、當事者ノ争ハ、一般ノ原則ニ從ヒ、裁判上ノ手續ニ依リ、之ヲ裁判スヘシ。債務ノ額ノミカ争ハレタルトキハ、債務者ハ、債務ノ争ハサル部分ノ支拂ヲ第二十五條ニ定メタル方法ニ於テ、始ムルコトヲ要ス。争ヒタル部分ニ付テハ、債權者ハ一般ノ規定ニ從ヒ、訴ヲ提起スルコトヲ要ス。

第三十條 訴求カ全部又ハ一部許容セラレ且裁判所カ債務者ノ抗争ヲ法律上若クハ事實上不當ナルコト明白ナリト認メタルトキハ、債務者ハ裁判所ノ認定シタル額ニ付キ、本法ニ依リ恩恵ヲ受クル權利ヲ喪フ。

第三十一條 債務者カ、第一條ニ掲クル分割拂ヲ正當ノ時期ニ爲ササルトキハ、同條第二項ハ之ヲ適用ス。

第三十二條 債務者ハ第二十五條ノ定ムル方法ヲ以テ債務額ノ支拂ヲ爲スコトヲ始メ且執行判事ニ第一回ノ分割拂ヲ爲スコトノ條件ノ下ニ、同條ノ規定ヲ自己ノ利益ノ爲メニ主張スルコトヲ得。

第三十三條 執行判事ハ、分割拂ノ額ヲ預リ且之ヲ遅滞ナク債權者ニ通知スルコトヲ要ス。

第三十四條 本法ノ執行手續ニ付テハ辯護士手数料ハ之ヲ徴收セス。

第三十五條 本法ニ依リ支拂ハルヘキ利率ハ、本法施行後八年七分ヲ超過スルコトヲ得ス。

第三十六條 債務者ノ受クル本法ノ恩恵ハ保證人モ亦之ヲ受ク。

第三十七條 本法ノ規定ハ、ブルガリヤ國立銀行、ブルガリヤ農業銀行及ヒブルガリヤ抵當銀行ノ債權並ニ勞務ニ服スル勞働者及ヒ手工業者ノ勞務ニ因ル債權及ヒ信用上交附セル金額千レワニ至ル商品ノ債權ニ付テハ之ヲ適用セス。

本法第七條及ヒ第十六條ノ規定ハ市民銀行ニ對スル義務ニ付テハ、之ヲ適用セス但シ其銀行ノ割引セル約束手形ニ付テハ此限りニ在ラス。市民銀行ハ割引シタル約束手形ニ付キ其權利ヲ保有ス。

第三十八條 質貸付所ト締結シタル一切ノ契約ニシテ有體物ノ質貸付力返済ノ權利ヲ擔保スルトキハ、此權利ノ行使期間ハ一年伸長セラル。

所謂質屋カ質物ヲ取リテ貸付ケタル期限未到來ノ消費貸借ノ支拂期間モ亦前項ト同一期間ヲ伸長ス。

支拂延期中ハ、質屋ハ年七分ノ利息ヲ請求スル權利ヲ有ス。但シ質屋ハ保管名義ノ下ニ多額ノ利息ヲ取得セサル場合ニ限ル。

第三十九條 本法ハ告示ノ日ト共ニ其效力ヲ有シ且之ニ違反スル法律ヲ廢止ス。

(法學論叢二八卷二號掲載・昭和七年七月八日脱稿)

附 記

右負擔輕減法は、一時的性質を有する不完全のものにして而も同法は債務者及び債権者双方に公平なることを目的とするものなるを以て、双方に公平にして只終局的なる一般的法律を設けんとして、一九三四年一月二日新に又「債務者負擔輕減及び信用整理に關する法律」を制定發布したのである(同年四月二日施行)。此の法律は一九三一年一月一日以前に成立せる債務に付き債務者の負擔を輕減せんとするものにして且其輕減の範圍は國家其他の公法人並に官公立銀行に對する債務にも及ぶのである。而して債務を三種に區別して各種に付き各異りたる程度の輕減を與ふるのである(Vig. Zeitschrift. A. I. P. R. 1934 S. 624 f.)。

(昭和十年十一月二十六日記)

十七 匈牙利國の農民救濟法

一

匈牙利國に於ても、他の國と同じく農民疲弊し特に其農産物の價額暴落し其困憊甚だしきものあるより、之を救濟せんが爲め、去る一九三一年と一九三二年との兩度に夫々法律を制定公布したのである。而して其、一は所謂土地負擔整理法(Bodenlastregelung)であり、他の、一は農民支拂猶豫法(Land-wirtenatorium)である。左に其大要を説明する。

二

一 土地負擔整理法の目的は、土地の最高負擔限度の確定、抵當負擔の整理並に抵當負擔及び他の債務の最高負擔限度までの輕減等であつて、此整理法は一九三一年八月の制定に係るものである。而して土地負擔整理手續の開始は土地登記簿に記入せられ且其記入の効果は一九三三年十月三十一日まで強制競賣は之れを許さない。土地負擔整理は土地所有者の抵當債務にも又其他の債務にも及ぶので

ある。最高負擔の限度は土地負擔整理委員會(Bodenlastregelungskommission)に依り之れを決する。委員會の決定したる最高負擔の限度は之れを土地登記簿に記入するのである。記入は(一)最高負擔限度を超過する抵當債権者の爲め土地賣價を以て辨済し得る場合に於てのみ其の土地を競賣し得べく又(二)最高負擔限度に超過する債権を有する抵當債権者及び擔保権を有せざる債権者の爲め農業用の土地を二年間競賣することを得ざるの效果を生ずる。

二 手續の本質は、債務の辨済を實行することにも存する。最高負擔限度の確定に依り土地に依る辨済を爲すことを得る抵當債権者の範圍を定むるのである。斯る抵當債権者の一人にても其整理に同意せざる時は土地負擔整理は無効となる。物的擔保を有せざる債権者は整理に依る效果的實行を防止するを得ない。物的擔保を有せざる債権者の爲めにする競賣手續に因る辨済に依り、債務者は債権者より競賣を爲すことを以て脅威を感ずる虞なきに至る利益がある。

三 最高負擔限度内に在る抵當債権者は次の三種に依り満足を受くることを得る。即ち(一)抵當債権者の抵當権は土地上に依然存続する。(二)抵當債権者は其抵當債権を匈牙利財務局に移轉することを得且國家の擔保する財務局帳簿上の債権を取得する。(三)又抵當債権者は其抵當債権を財務局に移轉することを得るのみならず國家の擔保する債権證書を取得することを得る。

三

一 農民救済法の第二は一九三二年發布の司法大臣の命令であつて、所謂農民支拂猶豫(Landwirte-moratoriumordnung)である。此命令は三方面に於て農民を救済するのであつて、即ち(一)支拂能力ある債務者の爲めの恩恵を包含する。(二)支拂不能の債務者に對して強制競賣延期を容易にする。(三)農民に採り通常にあらざる損害生じたる場合に於て或る一定の強制執行處分を猶豫せしむることを得る。

二 支拂能力ある債務者の得る恩恵は次の如くであつて、即ち(一)債権者が裁判上其債権を主張し且債務者が同時に其債務を認諾したるときは、債務者は訴訟費用の負擔を命ぜらるることがない。(二)債務者の保護せらるる土地に對する強制執行・強制管理及び強制競賣を爲すことを得ない。土地より生ずる果實、分離せる構成分及び土地の従物、家畜及び農業用機械器具並に住宅は之れを差押へ且競賣を爲すことを得ない。(三)債権者の申請ある場合に於ては、強制管理は債務者が管理人に選任せらるるときに限り、之れを許さる。債務者は収入の一部を自己の家族の生活資料に供することを得る。(四)債務者に對し破産を開始するを得ない。而して以上四つの恩恵は土地負擔整理手續中の土地にも之れを附與するのである。

前記の恩恵を得るの條件は或る一定の債務あることであつて、其債務は抵當負擔と土地よりの純収入との割合に依り之れを決するものなるを以て、従て大小の農業に依り其額を夫々異にする。而して恩恵を受くる債務者は債務あるに拘らず次のものに付き支拂能力を有せねばならぬ。即ち(一)租税滞納は一九三一年十二月三十一日現在のものより以上ならざることを要する。(二)債務者は利子特に分割拂消費貸借の場合に於ては其分割拂の部分に付き三ヶ月間に豫め之れを支拂ふを要する。手形債務の場合に於ては延期手形を發行することを要するのである。強制執行禁止の恩恵は債務者の農業用の土地に限り附與せられ、又債務者及び其家族の主として使用する住宅に限り附與せらるるのである。或る債權例へば租税扶助料又は俸給の債權に付て恩恵を與へない。

三 支拂不能の債務者に對する保護は其債務者の動産及び不動産の競賣を延期することに存する。其保護を受くるは固より一定の債務あることを要する。其債務額は前記一に述べたるが如く抵當債務及び其他の債務と土地よりの純収入との割合に依り之れを確定する。債務者の支拂不能は一時的なることを要するのみならず、相當期間の延期後に於ては其債務を整理し得るの可能性あることを要する。裁判所は強制競賣を六ヶ月延期することを得るのみならず更に其期間を伸長することを得る。裁判所は債務者の支拂擔保の供與又は強制管理の實行をも延期することを得る。然れども競賣の延期が債權者に對し補正することを得ざる損害を惹起するときに限り、或る一定の債權に付きては其競賣を禁止することを得ない。

命令は債務者が競賣を避くる爲め自ら土地の賣却を爲すことを許すも、其效力は強制競賣と同一である。債權者自らの賣却は或る一定の最低價額を下りてはならぬのみならず、それより高き價額を以てする追加申出はこれを爲すことを留保せらる。

四 農業債務者は、降霜・濕氣又は之れに類似せる不可抗力の災害に因り其支拂義務を履行すること能はざる場合に於ては、土地強制管理又は強制競賣の延期を申立つることを得る。裁判所は延期に關する裁判を爲すに當りては債權者の利益をも斟酌し且債權者及び債務者間の公平なる利益の一致を成立せしむることを要する。而して其延期は高々一九三三年十月三十一日まで附與せられ且債務者の支拂又は擔保の供與に付き之れを附與することを得る。

四

現時我が國に於ても農民救済の議論が大に沸騰して居るのであるが、其救済に對する法律制度は曩に發布せられたる金錢債務臨時調停法及び農村負擔整理組合法であつて、其他には無き様である。此

二法律のみを以て果して困憊せる農民を救済することを得るであらう乎。獨逸に於ては曩に農業經營者に對する調停手續(一九三二年八月二七日大統領命令)を設け(拙稿國民經濟雜誌五五卷三七頁以下)又農業債務關係整理法(一九三二年六月一日)を公布して居り(他の機會に於て紹介する)、米國に於ても農民救済の法律(拙稿法律論叢十二卷八號一頁以下特に八頁以下)を出したのである。我が國に於て世間云ふが如く農民の疲弊困憊甚だしとせば、果して曩の發布せる二法律のみを以て、之れを救済するを得るや否や疑なきを得ない。本論に掲ぐる匈牙利の農民救済法は他の米獨の新法制と共に我が他日の參考となるものあるべしと思はる。

(法律新聞第三六九二號掲載)

十八 獨逸の強制執行濫用防止法

一

獨逸の「國民社會主義獨逸勞動黨」(Nationalsozialistische Arbeiterpartei)が、去る一九三三年一月政權を掌握してより、既に滿二年を経過したのであるが、其間に、其二十五ヶ條の主義綱領(一九二〇年二月ミュンヘンに於ける發表)に基く社會施設を實施する爲めに、無數の法律命令を發布したのであつて、其數の幾千に上りたることは、Dr. Werner Hoche 氏の編纂に係る「ヒットラー内閣の立法」(Die Gesetzgebung des Kabinetts Hitlers)なる法令集(獨逸帝國及びプロイセン州丈けのもの)が昨一九三四年十二月までに十一冊(頁數は數千頁)の多きに達しを見るも明白である。而して其法令は公法及び私法に渉るは勿論のこと、實體法及手續法を包含するのみならず、所謂社會法及び經濟法(Sozialrecht und Wirtschaftsrecht)にも及び居ることは、多言を要せないのである。特に其中には、農民を救済保護せんとするの法令も亦、仲々多いのであつて、其著しきものの二三を擧ぐれば、一九三三年二月十四日の農民強制執行の保護に關する大統領の命令(V. O. über den landwirtschaftlichen Vell-

streckungsschutz, R. G. Bl. I. S. 63)及び其施行令數回のものであり、又同年四月二十二日の小作人保護法(Gesetz über Pächterschutz, R. G. Bl. I. S. 221)であり、又同年六月一日の農地債務關係整理法(Gesetz zur Regelung des landwirtschaftlichen Schuldverhältnisse R. G. Bl. I. S. 311)及び其施行令(六回及び指針令ある)であり、又同年九月二十九日の世襲農地法(Reichserbhofgesetz, R. G. Bl. I. S. 655)であるのみならず、一般債務者に對する強制執行保護に關するもの等である。

右一般債務者に對する強制執行保護に關する法令は、例へば一九三三年五月二十六日の強制執行令(Verordnung über Massnahmen auf dem Gebiete der Zwangsvollstreckung, R. G. Bl. I. S. 302)及び一九三四年三月二十二日の強制執行令に關する第二法律(Zweites Gesetz über weitere Massnahmen auf dem Gebiete der Zwangsvollstreckung, R. G. Bl. I. S. 281)此の法律は右三月の執行令を變更したものである)並に一九三四年十月二十四日の強制執行法規變更に關する法律(Gesetz zur Änderung von Vorschriften über die Zwangsvollstreckung, B. G. Bl. I. S. 1070)又一九三四年二月十三日の民事訴訟法の大改正等(このことは拙稿法學論叢三〇卷三號一頁以下に説明してある)である。而して右強制執行法規に關する變更の法律は、主として民事訴訟法強制執行法第八一條一九三三年二月執行令及び同三四年二二日の法律並に第八五〇條に關する變更である。

二

前記の如く獨逸に於ては、一般債務者に對する強制執行に關する法令を發布し、或は債務者に對する強制執行を延期し若くは之れを制限し、或は強制執行に服せざる物體を以前よりも擴張し、以て弱者たる債務者の保護に努め來つたのである。然るに此等債務者保護に關する法令(強制執行法)は、債務名義を有する債權者をして其形式上の權利を、健全なる國民感情に著しく反する方法に於て、濫用するの結果を生せしめ、而も此濫用を、個々の場合に於て、以前よりも多からしむるが如き缺點を有するものなることを表明するに至つたのである。以上は主として金錢債權の爲めにする強制執行の範圍内に關することなるも、亦貸借保護法特に一九三三年五月二十九日の家屋明渡期間に關する法律(RGBl. I. S. 147)に關しても、同様であつて、即ち債務者保護の精神に反する缺點を生じ、債權者をして其權利を濫用せしむるに至りたるのみならず、物品返還請求の執行の際にも其濫用行はれ、又家屋明渡執行に付ては其執行が特に和解契約に基く債務名義に依り爲さるる場合に、其濫用が多く行はるるに至つたのである。斯る濫用は、賃借人が賃貸人との和解契約上、些少の賃料延滞の爲め、家屋明渡の義務ある際に行はるるを常とする。家屋明渡の義務を生ずる賃料延滞は、賃借人の過失にあら

す、却て賃借人又は其家族の疾病の如き不幸の事故の爲め生ずることがある。斯くの如き不幸に因る債務延滞は割賦辨濟契約(Abzahlungsgeschäft)の履行に當りても生ずることがある。右の如く、賃借人又は債務者の不幸に因る賃料又は債務の延滞の爲め、賃借人又は債務者が、明渡又は支拂の強制執行を受け、其結果一家悲惨の状態に陥るのである。換言すれば、債権者の権利濫用特に強制執行を濫用する爲め、債務者及び其一家をして非常に困憊せしむるに至るのである。而して債権者をして此の濫用を爲さしむる原因は、従來の強制執行制度が、強制執行の實施を、主として債権者の申立に繋らしめ、國家の機關たる強制執行所の公平なる干渉を可能ならしめざることに存するのである。されば、獨逸政府は、此見地よりして、一九三四年十二月十三日に強制執行濫用防止の法律(Gesetz zur Verhütung missbräuchlicher Ausnutzung von Vollstreckungsmöglichkeiten, R. G. Bl. I. 1234)を制定し、以て債権者の申立に因り生ずる強制執行濫用の弊害を防止せんとしたのである。今左に該法律の内容を説明する。

三

一 強制執行が、其場合の總ての事情を調査したる上、如何にも健全なる國民の感情(eine gesunde

Volksempfindung)に著しく反する程度の如き苛酷のものと認めらるるときは、強制裁判所は、債務者の申立に因り、其執行行爲を全部又は一部取消し又は拒絕し若くは延期することを得ると云ふのである。此の規定は、一九三一年公表したる獨逸民事訴訟法改正草案第八七二條に倣つて作られたものと認めらる。而して同條は「執行行爲カ、債権者保護ノ必要ヲ斟酌スルニ於テモ、尙一般社會ノ德義觀念ニ著シク反スルノ苛酷性ヲ有スルモノナルトキハ、其執行行爲ハ之ヲ許サス。債務者又ハ其親族ノ生命又ハ健康ヲ直接危険ナラシムルノ執行行爲ニ付テハ特ニ其必要アリ」と云ふのである。今法律の豫期するが如き場合は、例へば債務者は少額の延滞を爲し居るも、相當の豫定期間經過後に其支拂を爲すことを得るものと認めらるる場合には、執行裁判所は、債務者の申立に因り、債務者に對する強制執行を一時延期することを得ると云ふが如きである。

二 若し執行債務者が、強制執行の取消拒絕又は延期を執行裁判所に申立てて其決定を得るの餘裕なかりしとき、例へば強制執行の始め又は其中途に於て、債務者又は其家族が、突然疾病に罹かりたるが如き場合に於て執達吏(Gerichtsvollzieher)が、強制執行が前記の如く健全なる國民の感情に著しく反する程度の苛酷のものと思料したるときは、執行裁判所の裁判あるまで、其執行行爲を延期することを得るのである。

三 執行裁判所は、執行行為を取消、拒絶又は延期したるは、事情に照し相當と認むるときは、其裁判を變更又は取消すことを得るは勿論である

四

我が國に於ても、執行行為濫用の爲め、賃借人が疾病なるにも拘らず、家屋明渡の爲め非常の不幸に陥りたる實例も少くなく、又債務者が借金延滞の爲め強制執行を受けて一家路頭に迷ひたるの實例も亦吾人の屢々聞知する所である。されば、我國に於ても、將來債務者保護に關する法律制定に付き、大に顧みざるべからざるもの尠ならずと思はる。なほ一言すべきは、曩に我が司法省は、司法制度改善に關し、「民事判決ヲ爲スニ當リ裁判所適當ト認ムルトキハ敗訴ノ被告ニ對シ期限ノ猶豫、分割拂其他ノ辨濟方法ノ緩和ヲ圖ルコトヲ得ルノ途ヲ拓クノ要ナキカ（緩和ノ點ノミニ關スル不服ノ申立ハ訴訟事件トシ決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スコト）」との諮問（第八）を發せられたのであるが、其必要なることは、前記獨逸の新立法を看ても明白なりと考へらる。

（國民經濟雜誌五八卷四號掲載・昭和十年三月十三日稿）

十九 司法制度改善に關する諸問題に就て

一

先般司法省は、司法制度改善に關する諸問題二十八項目を掲げ、其當否に付き全國の法律家及び實際家に夫々諮問せられた趣であり、私は其項目を法律諸雜誌及び普通の新聞紙に依り承知するを得たのである。私は司法省より直接諮問を受けた譯ではないが、然し其企は洵に時宜に適したものであり且私も以前久しく判事の職を辱し又目下學徒の末席を穢がし居る關係上、私の經驗及び知識内に於て、右項目中民事に關する事項に付き、一應の意見を開陳して見たいと思ふのである。尤も紙面も限られて居り且私は諮問事項以外の事項に涉り、事裁判制度に關する事項等に付き若干所見を陳べんと欲するので、従て本諮問事項中の一二に付ては、多少稍々詳細に説明し、他は一括してか又は個々に付て、極く簡單に其結論のみを陳べて見たいと思惟する。

二

諮問題目中の第一問は「區裁判所ヲ第一審トスル民事事件ノ上告ハ之レヲ控訴院ノ管轄トスベキカ」

十九 司法制度改善に關する諸問題に就て

である。私は右上告は、上告の外に再抗告をも包含してゐるものとして、以下論を進めたいのである。

一 (イ) 大正三年の裁判所構成法改正までは、區裁判所を第一審とする民事事件の上告及び再抗告は、之れを控訴院の管轄にして居つたのであるが、同改正を以て、同上告及び再抗告事件は、總て之れを大審院の管轄と爲したのである。而して其理由は、各控訴院(全國に七個ある)が夫々上告及び再抗告事件を取扱ふときは、同一法律問題に付き互に相異なる矛盾の解釋を爲し、爲めに其解釋が統一せず、從て國民の私權保護に缺くる所あるので、上告及び再抗告事件は、總て大審院に於て、之れを審判して法律問題に於ての解釋を統一しようと言ふことに在つたのである。

(ロ) 私は、現今の制度が可なりと信ずる。云ふまでもなく、其主たる理由は、法律解釋の統一を圖る爲めである。區裁判所に於ても、仲々困難なる法律問題があることは勿論であつて、輕微なる事件即ち訴訟價額が少額なればとて、必ずしも法律問題が解決し易いもののみとは限らない。法律問題の解決の難易は、訴訟價額の多寡如何に依りてのみ判斷することを得ないのである。特に訴訟價額の如何に係らず區裁判所の管轄に屬する事件、例へば破産事件及び新和議事件の如きに至つては(註)、其法律問題解決の難澁は、第一審としての他の普通事件に劣らずして、却て優れるものがある。今區裁判所を第一審とする民事事件の上告及び再抗告を全國の七控訴院に於て取扱ふものとせば、或る法律

問題に於て、少くも二つの相異なる判決又は決定が生ぜざるとも限らない(或は三つの異なる意見が表はれるかも知れない)。例へば彼の有名なる一厘事件(明治四三年十月一日大審院刑一部判決・大刑判録一六卷一六二〇頁)の如き事件に因る損害賠償訴訟又は夫の妻に對する貞操義務に關する事件(大正五年七月二〇日大審院刑一部判決・大判集刑五卷八號一二八頁以下)に因る損害賠償訴訟又は土地會社の清算人は會社貸地賃料値上を請求し得るや否やの事件(大阪地方裁判所は二個の相異なる判決を爲して居る、法律新聞三〇七六號・三〇七九號)の如き訴訟が、假りに控訴院を異にする二個の區裁判所に起り、從て又上告が二個の各異なる控訴院に提起ありたりとせば、必ず二個の上告事件に付き同一の判決を爲すものとは限らない。又破産事件又は和議事件に於て見るに、相續財産が破産能力を有するや否や(大審院昭六年一月二十二日決定、判例集一〇卷一二二五頁及び山田教授破産法九六頁は消極説を採り、反之加藤博士破産法原論二六七頁・私は積極説を採る、拙著日本破産法五九頁)又清算株式會社が和議能力を有するや否や(大審院民集一三卷一六號一三二二頁・拙著日本和議法論下卷二七頁・拙稿民商法雜誌一卷二號一四九頁以下は積極説を採り、反之加藤博士は消極説を採らる、同博士著破産法研究七卷四一六頁以下・同法協五三卷一號一五四頁以下)の事件が、假りに二個の相異なる控訴院に再抗告ありとせば、各控訴院は必ず二個の相異なる決定を爲したるもの

と想像せらる。蓋し叙上の事件に於ける法律問題は、仲々解釋上困難のものであるからである。前記の如く、二個の相異なる判決又は決定が、最終の控訴院に於て爲さるときは、個人の私權保護に於て大に缺くる所あるのみならず、法律及び判事の威信を傷けること多大なることは論を俟たない。

(註) 私は破産事件及び和議事件を現制度の如く、區裁判所の管轄に屬せしむべきや否やを大に疑ふのである(拙著破産法及和議法研究五卷一三二頁以下、同八卷五頁以下参照)。

二 (イ) 上告(及び再抗告)制度を裁判所構成法改正以前の如き制度に復活せしめたと主張する論者の言ふ所は、察するに(一)現在の大審院の判事數丈けにて區裁判所の上告及び再抗告事件までを取扱ふは、其負擔頗る重きに過ぐるものありて、到底其勞に堪ふべくもあらずと云ふこと(二)現在の如き法律知識の發達し、特に良好の判事の就任せる控訴院に於ては、裁判所構成法改正以前と異なり、同一法律問題に付き左程異なる法律上の解釋を爲すの虞なきにありと云ふことに在るべしと思はる。

(ロ) 金山次官の法理研究会に於ける説明に依れば、「昭和六年乃至八年の三年間の平均にて、大審院の事件受理件數は民事三五五一件、刑事一九四六件であつて、判事一人平均割當數約一二〇件の計算と爲り、内區裁判所を第一審とするもの民事二〇八二件、刑事一一七四件に及んで總數の三分の二を占めて居る」趣である(法協五三卷一號一九六頁参照)。又元大審院部長磯谷氏の説明に依れば「大審院

民事一部の擔當事件が一箇年千二百件を超過して居り、其事件の大部分が區裁判所の事件であり、之れに再抗告事件一箇年千五六百件の既濟件數を加算せば、大審院は殆んど區裁判所の爲めに設けられたやうなもので、大審院判事が如何に此等の事件の爲めに日常惱まされて居るかは、實に想像の外に在る、今や大審院判事の貴重なる時間と腦力の大半が區裁判所事件の審理に消費せられて居る、左れば區裁判所の判決に對する上告事件は、舊制度の如く、各控訴院に屬せしむるが至當である」と云ふのである(法曹會雜誌一二卷十號二四頁以下参照)。即ち同氏の説に依れば、現時大審院の判事は、區裁判所の判決又は決定に對する上告事件及び再抗告事件の爲めに惱殺せられ、其負擔頗る過重のものありとのである。然し世間には、大審院の開廷日は週に二回のみであり又大審院判事が著書を爲し又私學等に於ける講義時間の仲々多きことを以て看れば、裁判事務は左程多忙でないと云ふ人もある。然し私は、世間一部の人の右言を信じたくなく、磯谷氏の言を信用するのである。元來我國に於ては、人口の割合に裁判所の數從て又判事の數が甚だ少ない(註二)。試に我が大審院と獨逸のそれとを比較するに、我が大審院は一つであり、其判事數が院長を除き四十五人に部數が九部(内民事五部刑事四部)に過ぎざるに拘らず、獨逸に於ては、我が大審院に相當すべきものが二つありて、一は萊府に在る所謂帝國裁判所又は大審院(Reichsgericht)であり、他はミュンヘン市に在るバイエルン最高

等法院(Oberstes Landesgericht)であり、一九三三年一月一日現在に於ける判事の数は、前者に在りては百二人(一部五人宛なれば二十部)、後者に在りては二十四人(同四部ある)であるのみならず(註二)、而も兩裁判所の管轄事件は、民事に付ては、控訴院の終局判決に對する上告及び飛躍上告並に控訴の適否に關する控訴院の裁判に對する抗告(獨裁構一三三條、同施行八條)等であつて、區裁判所の裁判に對する上告及び再抗告事件を取扱はないのである。從て、我が大審院判事の勞力は、獨逸の兩最高裁判所の判事に比し、頗る多大なるものあることは想像するに難くない。然しこれが爲めに、直ちに區裁判所の上告及び再抗告事件を大審院の管轄より切離すべしとの論結には到達しない。何となれば、大審院の判事を必要に應じて増加したら可いからである。現時の状態に於て、大審院の判事の勞力頗る過重なりとせば、其數を増加すべきである。

(註一) 今、我が國の裁判所數及び判事數と獨逸のそれとを參考として左に掲ぐる。

大審院		控訴院		地方裁判所		區裁判所		人	
日本(内地)	所數 一	所數 七	所數 五一	所數 二八二	昭和七年現在	六八、八六五、七〇五			
判事數	四六	九五	一一七四	一六四六	昭和七年現在	六八、八六五、七〇五			
獨逸	所數 一(獨逸イエルン)	所數 二(最高等法院)	所數 一五五	所數 一六四六	一九三三年六月十六日現在	六五、二二八、四六一			
判事數	一〇二(右二四)	二六	九九四三		獨逸の裁判所數	六五、二二八、四六一			

日本の右裁判所數及び判事數の統計は、昭和七年十月現在であつて(五二回日本帝國年鑑四〇六頁參照)、獨逸の裁判所數

及び判事數は、一九三三年一月一日現在のものであり、同年に於ては大審院の判事數は、一九三一年一月一日現在の九六人より一〇二人に増加されて居る(Statistisches J. B. f. D. D. R. 1933. S. 530)而して日本内地の人口統計は、右年鑑一八頁に據り、獨逸の人口は獨逸統計年報一九三四年度五頁に據つたのである。尙拙著破産法及和議法研究七卷三八二頁以下、同八卷三八一頁以下參照。

(註二) 獨逸に於ては、一九二四年一月四日の改正を以て、控訴院の一部の判事數が三人、大審院及びバイエルン最高等法院の一部の判事數を五人と爲したのであつて、現時は我が制度と同じく區裁判所其他の上級裁判所の審判構成判事數は一、三、三、五の割合である(獨裁構一三三條・一三九條・同施行法一〇條二項參照)。

(イ) 假りに我が大審院の判事數を現時の財政上、如何にしても増加することを得ず、從て四十五人(民事に付ては二十五人)の判事にて、一切の區裁判所の裁判に對する上告及び再抗告事件をも管轄せざるべからざるものとせば、私は、佛制度の如く、大審院に區裁判所の裁判に對する上告及び再抗告を許すか否やを審査するの部を設けることを提案したのである。現時の實際上、區裁判所の裁判に對する上告及び再抗告事件中には、別に法律問題となるべきものなく、只訴訟確定を遅延ならしむる目的を以て(即ち訴訟の濫用)、提起するものも可なり多いものと思はるので、從て一應上告及び再抗告の理由ありと認めらるべきものみに付き審判することとせば、大審院が無用上告及び再抗告事件を現在の如く取扱ふの勞力を省くことを得て、判事の負擔は大に輕減せらるることとなるべき

ものと思はる。

三 次に論者の第二點に付き調査するに、現今の判事の學識經驗其他に於て、大正三年以前のそれよりは、大に向上發達し居ることは疑ふべからざるべしと雖も、同等の知識經驗を有する判事なるに於ては、又其間に夫々相應の意見の相違あることを免れざるを以て、從て區裁判所事件に對する上告及び再抗告を控訴院の管轄と爲すときは、又々其間に相異なる裁判を爲すことあるは想像するに難からざるのである。左れば、判事が大正三年前よりも良好となりたりとの一事を以て、各控訴院の判断が同一に出づべしと速断するを得ざるものと思はれる。

四 要するに、私は、區裁判所事件の上告及び再抗告の審判は、法律解釋の矛盾不統一を避くる爲め、現在の如く大審院の管轄と爲し置くべく、若し現状維持とせば、判事の數甚だ少くして、負擔過重の爲め其任に堪へざるものありと爲さば、其數を増加すべく、假りに現時の財政上其増加を爲すを許さざるものとせば、大審院内に上告及再抗告許否の審査部を置き、之れをして其内容に入りて審判せしむるの必要ありや否やを判断せしむることと爲したいのである。

三

「民事事件ニ付き上訴(控訴、上告)ヲ適當ニ制限スルノ要ナキカ、若シ其要アルモノトせば、其方法如何」なる第二問に付ては、控訴と上告とを分ちて説明することを要する。(一)上告に付ては、前記第一諮問に付て陳べたる所と同じく、第一の希望としては、大審院の判事數を増加して、訴訟價額又は不服價額 (Streitgegenstand u. Beschwerdegegenstand) の多寡如何に關係なく、總て上告を許すべきものであつて、現行制度を改むる必要なしと思考する。蓋し事件の大小又は不服額の多寡如何に係らず、法律問題の解釋の困難なるものあることは已に陳べたるが如くであるからである。然し、若し判事數を増加すること能はざるものとせば、是れ又前記の如く、大審院に上告許否に付て調査するの審査部を置き、これをして、其許否を裁判せしむることと定めたいのである。

控訴事件に付ても、又控訴院及び地方裁判所の判事數を増加して、現制度を維持することを可とする。然し是れ又其増加を爲すことを困難なりとせば、已むなく、或る程度の不服額 (Beschwerdegegenstand) を認むるの外なかるべしと思はる(註)。

(註) 立法例に依れば、上訴を訴訟額 (Streitgegenstand) の多寡に依りて制限するものと、不服額 (Beschwerde) 原審に於ける原告又は控訴人の主張する額より若干不利益に言渡され其不服ある場合) に依りて制限するものと又判決の一二審同一なるときに於ては上告を許さずと制限するものと爲すの種類がある。第一種の立法例に屬するものは英民訴である、例へば訴訟

額一五〇シリリングを超えざる請求(Bagatelsachen)に付ては、原則として控訴を許さざるのみならず(埃民訴五〇一條)、絶對に上告を許さない(同五〇二條二項)、又第一審判決を認容したる控訴院の判決にして、其訴訟額が金額又は價額に於て五千シリリングを超過せざるときのものに對しては、上告を爲すことを許さない(同條三項)。次に第二種に屬するものは、獨逸民訴であつて、不服額が百五十マークを超過せざる財産上の請求に對して控訴を許さない(獨逸民訴五一一條a、斯る規定は一九二四年の改正に依りて新に設けらる)、又不服額六千マークを超過せざる財産上の請求に對する訴に對しては、上告を許さない(同五四六條一項、額に付て一九三三年増加)。最後の主義に依りたるものは一八七四年の獨逸民訴草案第四八五條であつて、之れに依れば控訴判決が第一審判決を變更し且其認容額を減少したる場合(Diformität)に於てのみ上告を許し、控訴院の判決が第一審判決を認容し且双方相一致したる場合に於ては、控訴院の判決に對しては上告を許さないと爲すのであつて、所謂上告額(Revisionssumme)を必要と爲さなかつたのであるが、然し委員會に於ては、判決に依る減少額なる要件に付ては、技術上又は政策上の點より争はれたる爲め、その代りに上告額に依る上告の制限となりて成法となり、今日に至つたのである(Gaupp, G. P.O. 2. Auf. 1892. Bd. II. S. 71 f.) 尙上訴の制限に關する立法例に付ては、菊井教授法協五〇卷七號一五一頁以下參照。

四

諸問の第八として「民事判決ヲ爲スニ當リ裁判所適當ト認ムルトキハ、敗訴ノ被告ニ對シ期限ノ猶豫、分割拂其他ノ辨濟方法ノ緩和ヲ圖ルノ途ヲ拓クノ要ナキカ(緩和ノ點ノミニ對スル不服申立ハ非訟事件トシ決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スコト)」を掲げられて居る。

一 私には右案には、全然賛成である。私は、裁判所は力の弱き債務者を救済する爲め、申立に因り又は職權を以て、債務者の一切の事情を參酌して債務者に對し債務者に或は支拂猶豫を與へ、或は分割拂を許し、或は時としては債務の免除を與ふることと爲したいと從來高唱し來つたのであつて、割合に詳細に説明した積りである(拙著破産法及和議法研究三二二頁以下・同九卷二四八頁以下特に二五六頁以下・同卷二九二頁以下參照)。而して其詳細に付ては、右研究を一讀せられんことを希望するが、尙一言云ふべきものがある。

二 我が國に於ては、農村漁村等に居住する者の經濟更正を圖る必要ありとの聲が朝野に仲々盛なる様であるも、之れを救済する法律制度の制定が甚だ少ない。獨逸に於ては、反之、以前より農民救済の法律が割合多く制定せられ(拙著九卷三〇二頁以下參照)、特にヒトラー政府となり、其企甚だ多くして驚嘆に堪へざるのである。例へば一九三三年六月一日の農民債務關係整理法(Gesetz zur Regelung der landwirtschaftlichen Schuldenregelung)であり、其施行令として第一回が同年六月十五日に、第二回が同年七月五日、第三回が同年九月十五日、第四回が十月五日、第五回が一九三四年一月二十七日、第六回が同年七月七日に制定せられたるのみならず(我妻氏外三名共著ナチスの法律一〇四頁以下)、強制執行保護に關する數多の法令が、數多斷行せられたのであり(Vig, Hoewel, Die Vollstrec-

Kunfts- und Pächterschutzgesetz) 又一九三三年九月二十九日の世襲農地法(Reichserbhofgesetz)が施行せられたのである(同年十月十九日の施行細則)。以上は判事が、其自由裁量を以て、債務軽減を爲すの裁判に關する獨逸の立法にあらざるも、尙同國に於ては、曩には、判事が金錢債務の支拂猶豫の裁判を爲すことを得るの法令を發布し(拙著研究九卷二五八頁以下參照)、又佛蘭西民法は、債務支拂に付ての猶豫期間を債務者に附與することの權限を判事に與へ(佛民一二四四條)、我が舊幕時代に於ても同様の定めあり(拙著研究一卷三三〇頁以下・同九卷二六一頁)、又ブルガリヤ國は一九三二年四月に於て、判事に裁判に依る債務免除を爲すことを得る權限を附與したのである(拙著九卷二六二頁以下)。現時我が國に於ても僅少ではあるが、借地借家臨時處理法第二條に依り判事は地代、家賃、敷金其他の借地借家の條件を變更することを得、又金錢債務調停法第七條に依り債務關係の變更を命ずる裁判を爲すことを得るの權限を判事に附與して居る。

三 我が國に於て、借地借家臨時處理法並に金錢債務調停法に依り、既に判事に前記の如き權限を與へある以上は、之れを普通の訴訟事件にも及ぼし、訴訟の性質、當事者の誠意及び資産關係其他一切の事情に鑑み、敗訴の被告に對し期限の猶豫、割賦辨濟其他辨濟方法の緩和の途を與ふるの權限を判事に附與するを以て、洵に債務者を救濟するの適當なる制度なりと信せらる。或は曰はん、實體法

又は特別實體法に於て、個々の場合に債務の辨濟方法を定め得るの權限を判事に附與するの規定なき以上(例へば佛民一二四四條の如きものなければ)、普通訴訟に關し右の如き權限を判事に附與するは(非訟事件なれば兎も角)、債權者の權利を侵害するの甚だしきものなりと、然れども實體法に於て、右の定めなければとて、特別法を以て、判事に前記の權限を與ふることを定むるも、何等違法と認め得ざるのみならず、民事訴訟事件と非訟事件との區別も學理上明確ならざるものあるを以て看れば、普通の民事訴訟に付ても、右の權限を判事に附與するが正當なりと信せらる。而して斯る制度を設けてこそ、始めて、困憊せる債務者を救濟することを得べきものと云ふを得るのである。

五

一 「民事事件中少額ノ請求ニ付夜間又ハ裁判所外ノ適當ノ場所ニ於テ裁判ヲ爲スノ途ヲ拓クノ要ナキカ」(諮問第三)、又「巡回裁判ノ制度ヲ設クルノ要ナキカ」(同第四)。

晝間の執務者及び勞働者等の爲め、夜間裁判を開くは適當なりと信せらる。然れども、今日の交通發達、判事の出張の苦痛、判事出張後の裁判所の多忙及び其出張費、其他の開催費用の支出並に沿革(巡回裁判に付て)等の理由に依り、我が國に於ては、裁判所外に於て裁判を拓くの要なく、又巡回裁

判の制度を設くるの要なきものと思惟する。英國に於ても、巡回裁判の弊ありて其制度改正の論議盛なる趣なるを以て（穂積重威氏英國の裁判制度・法學新報四一巻十號九一頁、尙宮本英雄氏米國の裁判制度・英法研究四七八頁參照）、斯る制度に倣ふの必要なきものと思はる。國民の便宜を思ふに於ては、區裁判所の數を増加するに如くはないのである。

二 「少額ノ民事事件ニ付特殊ノ簡易訴訟手續ニ依ルコトヲ得ルノ途ヲ開クノ要ナキカ」〔諮問第六〕。

諮問の趣旨が、少額の訴訟事件と多額の訴訟事件との間に審理の方法手段に差等を設くるの意味なりとせば、私は諮問案に對し其必要なしと答ふるものである。蓋し訴訟額が寡少なればとて、法律上及び事實上必ずしも簡易なる問題なりとは限らざるは勿論、少額なりとて、人の貧富の程度に依り、其重要性に差異があるのであつて、例へば同じ百圓の訴訟物なりとて、富者に採りては其重要性少しとするも、貧者に採りては反之其重要性頗る多きものがあるからである。左れば、墺太利民事訴訟法が輕微事件（Bagatelsachen）に付き定むるが如き説明及び證明並に證據調の制限等の類は（同法四五七條）、少額の訴訟事件に之れを適用すべきものではない。然し判決の作成等は、法律上及び事實上簡易の事案に付きては、其理由付けを簡短に爲し得ることとするも可なりと思はる。加之民事事件に付ては、其價額の多少に係らず、總て一應勸解を爲すの制度を設くるを便宜なりと信する（獨逸民訴四

九六條aの勸解手續 Güteverfahren は區裁判所事件に限らる）、特に少額事件なりとて、原則として控訴を許さずと爲すが如き墺民訴に倣ふは、最も戒むべきものである。

三 「民事及刑事ノ訴訟記録ヲ簡便ニスル方法」〔諮問案第七〕。訴訟記録は、出來得可くんば、訴訟用紙の大小を一定し且文字を記載するに、明瞭なる謄寫版を以てし、又は印刷に依りて爲すべきに注意し且當事者又は利害關係人が、答辯書其他に可成不必要なる事項を記載せざることに注意するに於ては、幾分か現今の訴訟記録の如き亂雜を防止することを得べしと思はる。

四 「民事訴訟ニ付第二回ノ休止ヲ以テ訴ノ取下ト看做スモノトスルノ要ナキカ」〔諮問第九〕。私は、訴訟遅延を防遏する爲めの方法として、右の要ありと信する。

五 「正義衡平ノ國家的表徴トシテ莊嚴ナル大審院ヲ建設スルノ要ナキカ」〔諮問第二十八〕。私は、出來得るならば勿論さうありたい。獨逸大審院及び白耳義大審院の如き莊嚴なるもの我が國に建設せらるるに於ては、我が貴衆兩議院の立派なると共に吾人の最も愉快とする所である。

六

「地方裁判所以上ノ民事事件ニ付辯護士強制ノ制度ヲ採ルノ要ナキカ」〔諮問第十八〕、又「民事事件

ニ付辯護士ニ對スル報酬ヲ當然訴訟費用中ニ包含セシムルノ要ナキカ」(同第十九)。

訴訟の促進を圖る爲め、又訴訟職業人(所謂三百)の跳梁を防止する方法として、地方裁判所以上の民事訴訟には、必ず辯護士出頭の強制制度を採用するを可なりと信ずる。尤もこれには、私が曾て他の機會に於て高唱せし如く、辯護士報酬率を一定することを要する(拙著研究二卷三〇九頁以下)。若し其報酬額を定むるに於ては、其報酬は之れを當然訴訟費用中に包含せしむることを必要とする。

七

一 「辯護士試補ノ制度ノ運用及其數ノ統制其他辯護士制度ニ關シ考慮スベキ點如何」(諮問第二十一)。

(1) 辯護士試補の養成は、能ふべくんば、獨逸の制度と同じく、司法官試補と同一に、裁判所及び検事局にて爲すを可なりと信ずる(勿論無給にて可ならん)。然し之れを行ふこと能はずんば、全國大都市に於ける辯護士會にて、辯護士試補養成所を開設することである。先づ其費用は、一部は全國辯護士會より醸出し、他は國庫より補助することである。而して辯護士試補をして判決の作成をも爲さしむることが肝要である。私の經驗に依れば、事件の判決を作成してこそ、始めて法律の解釋及び事

實の認定を了解することを得るからである。換言すれば、判決の作成は、辯護士をして事件の判斷及び法律解釋を正當に爲すことを得るの素養を作らしむるからである。次に辯護士考試は、辯護士と司法官及び法律學校教授とより成る合議體に於て、司法官考試に劣らざる嚴重の試験を爲すことを要する。何となれば辯護士は人格、學術及び識見等何れの點に於ても、判事と同等なることを必要とするからである(拙著研究七卷三八五頁以下、拙稿日本法律新聞一四號六頁參照)。

(2) 我が國に於て、司法官に定年制の定めある以上は、辯護士にも定年制あるを可とする。是れ今日の裁判は、司法官と辯護士との協力に俟つものありと云ふべきが故に、辯護士と司法官とは同等の能力あることを必要とするからである。尤も辯護士は官吏にあらざるを以て其定年は、司法官よりも多少長きを可とするやとも考へらる。次に辯護士の數は制限するを可とする。是れ獨逸に於ても、以前より論せられたる所にして、無制限説は、多數の辯護士をして其事務の競争を爲し適者生存に應せしめんと云ふに在る。然れども、近時獨逸に於ては、所謂辯護士生活難(Anwaltsnot)の理由を以て、辯護士數制限の聲高く爲りつつある(例へば昨年の法曹大會に於ける決議の如し)。私は、辯護士が多きに過ぐるは、辯護士をして生活難に陥らしむるのみならず、濫訴の動機若くは原因ともなる虞あるを以て、一定數に制限する必要ありと信ずる。左れば、現時の文官試験制度を改め、辯護士試補は、

司法官試補と共に、採用試験と爲すを至當なりと思考するのである。

二 「特別任用ノ判事補及検事補ヲ新設スルノ可否」(諮問第二十六)。私は新設するを可と信ずる。優秀の裁判所書記及び辯護士より之れを任用すべきである。或は、辯護士を一躍上級の判検事に任用すべしとの説あらんも、私は原則として其可なるを疑ふのである。蓋し辯護士の事務と判検事の事務とは、自ら其間に大なる逕庭あるからである。従て私は、辯護士は初級位の司法官に任用し(原則として)たる上、司法官事務に熟達せしめ漸次上級判事に進ましむるを妥當と信ずる。

三 「裁判所及検事局ノ書記ノ教養訓練ノ爲講習制度ヲ設クルノ要ナキカ」(諮問第二十七)。私は其要ありと信ずる。何となれば、書記をして其品位に於て又知識に於て益々向上せしむるは、吾人の希望する所なるのみならず、前記の如く裁判所書記を司法官に任用する必要ありと信ずるからである。

八

一 司法省の諮問事項は、要するに訟訟を適正 (Gerechtigkeit) に且迅速及び簡易 (Beschleunigung u. Vereinfachung) に又廉價 (Verbilligung) に進行及び終了しめんとするの手段及び方法に關するもの以外ならないと信ずる。私は這般の諮問事項を讀むと直ちに「フリードリヒ」大王の名言を想起せざるを得ないのである(拙著研究二卷二二〇頁・二九〇頁参照)。訴訟制度に付ては、古來幾千の人傑及び學者が理想的のものを作らんと欲して、其熱血をどの位注ぎ込んだか量り知る可からずである。然るにも拘らず、何時も満足でなく、不平の聲が起るのである。而して今般の諮問事項以外の事項に付き若干の私見を次に陳べんとする。

二 (1) 訴訟を理想的に解決せしめんと欲せば、物的設備と人的機關及び法律制度の完備することが必要とする。即ち裁判所の建物が立派なりとか、法廷の綺麗なりとか、又判事控室の愉快味に富む (Angenehm, comfortable) とか、又圖書備付の豊富なるとかも勿論必要であるが、這は他の人的機關及び法律制度の完備の後位にあるものであつて、其最も必要なるは、法律制度の良好なると訴訟に干與する人的機關の良好なることに在る。否な法律制度の良好なることよりも、人的機關の良好なることが最も必要なりと信せらる。

(2) 先づ法律制度を良好と爲すことは、人的機關を益々良好ならしむるよりは、事容易である。左れば、其易きものより即時始めなければならぬ。而して其改正すべきものは、民事訴訟法である。現今の民事訴訟法は、所謂十九世紀の歐羅巴に於ける自由思想 (Liberalismus) の下に作成せられたものであつて、従て事件の眞實を發見すること困難なるのみならず、事件を迅速に進捗せしむることも亦

容易でない。左れば、現行訴訟法は之れを職權主義及び集中主義並に調停主義を採用することに改むべきである(ナチス民訴改正参照拙稿法學論叢三〇卷三號一頁以下参照)。

(イ) 人的機關を益々良好ならしむるは事最も至難である。人的機關とは、判事及び辯護士を稱するのであつて、判事と辯護士とが良好であり、且理想的なるに於ては、訴訟事件の解決も亦理想的に行はるるは勿論である。獨逸に於ては、判事も餘り理想的の人許りでないと同國の識者が唱へて居り、又同國の辯護士も感心した人許りでないと同國人は稱して居り、且英國の辯護士を賞讃して居る。又米國に於ても、其裁判官を餘り感服しないと稱して居る(拙稿日本法律新聞一四號四頁、拙著研究七卷八七頁以下参照)。私は我が國の判事及び辯護士に對しては、常に敬意を表して居る。其人格・識見及び學力に於て、獨逸のそれに優るものあるのみならず、米國裁判官の如き學識の不十分なる人は皆無なりと信ずるからである。然し吾人は、良好なるが上に又良好なることを切望する。判事及び辯護士をして益々良好ならしむる爲めには、第一に大學教育を改善すること、第二に司法科に關する高等試験の受験者の資格及び科目を改正すること、又第三に試験の養成を改正することにある。此等の點は、私は曾て他の機會に於て、屢々説明したる所なるを以て、次に其要領のみを掲ぐる。(一)大學生にして司法官及び辯護士を希望する者の爲めに大學内に、研究指導科(Seminal)と演習科(Ubung)とを

設けて司法事務に適合する教育を爲すことが必要である。又(二)司法科試験の受験資格として大學を卒業したるものとする事、並に試験科目として民事訴訟法及び刑事訴訟法を二者共に必須科目として選擇を許さざること、又國史を必須科目と爲すことと改めたい。(三)試験養成期間を少くも三年と改むることにある(而して此詳細の説明は拙著研究二卷二九六頁以下・三卷一八八頁以下・同七卷三八三頁以下、拙稿前掲ナチス民訴改正、同日本法律新聞前掲に譲りたい)。

(ニ) 判事に益々人材を得んが爲めに、其待遇を向上せしむる必要がある。獨逸に於ても識者は「司法官の待遇が軍人及び行政官よりも劣等にして第三位に在る。左れば司法官の俸給を増加し且教養を助長せしむる爲め外國へ派遣せしむる必要あり」と稱して居る(E. Schiffer, Die Deutsche Justiz S. 273 f.)。此言は大に參考に値する。

(ホ) 下級裁判所の判事と雖も、最高の俸給と其他の公的優遇とを受け得られ、老巧なる判事をして、永く一下級裁判所に留まるを肯することに改めたいのである。彼の L. Levy 判事の如きは、伯林シャロテンブルヒ區裁判所破産判事として一昨年定年にて退職するまで、二十餘年も在勤し居つたのであるが、斯くありてこそ理想に近き裁判を爲し得ることであらうと思はれる。

(ヘ) 裁判所を増設し且判事の數を増加するの急務なるは、已に述べたる所である。

(ト) 大審院判事に辯護士の経験ある老練の士を採用し且帝大教授をして判事の職を兼ねしめて、裁判に干與せしむることを可とする。此の點に付ては、磯谷前部長の說に賛成したい（法曹會雜誌十二卷十一號三四頁以下參照）。

(チ) 或る實際家は、裁判所を地區裁判所 (Bezirksgericht) 控訴院及び大審院の三個とし、地區裁判所の事務は單獨判事に於て取扱ひ、他の裁判所は合議體と爲すべしと提案するも (Schiffer 案、derselbe, Die Deutsche Justiz S. 347 f.)、私は之れに賛同しない。地方裁判所事件は、仲々面倒なるもの多かるべきを以て、我が現制度の如き合議體を優れりとするからである。又或は地方裁判所は、原則として單獨制とし、裁判長の命令又は被告若くは辯護人の申立ある場合に限り、合議體と爲すべしと説かるるも (磯谷前部長案、法曹會雜誌前掲四一頁)、私は遺憾ながら此說に賛同し難いのである。何となれば、地方裁判所事件は大に困難なるものあることは前に述べたるが如きのみならず、被告又は辯護人は常に必ず合議體の審判を受くべきことを申立つべきものと思はるるからである。

(リ) 公證人及び執達吏制度の改善に付き研究すべきものも多々あることと思はる。例へば公證人及び執達吏の定年制、任用又は登用の資格、地域制度及び俸給制度等の如きである。

(ヌ) 競賣に依る換價を可成高價と爲すの手段及び方法を検討するの必要がある。例へば奥太利維納

市に在る「ドロテウム」の設備の如きは大に參考に値する（菊井教授の説明、加藤先生還曆祝賀論文集八五九頁以下）。私も嘗て司法省に其調査を報告したことがある。

(ル) 最高法制院を新設することに司法當局が盡力せらるることを切望する。而して最高法制院の任務、例へば法律案の討議作成、法律學及び國家學の教育及び改造に關する助力、日本法制史及び比較法制史の研究並に外國書及び外國法典の翻譯等であつて、其構成員は有識の司法官・辯護士・實業家並に學者と爲すことである。一九三三年七月十一日の法律に依る彼の獨逸法制院 (Die Akademie für Deutsches Recht) の設立の如きは、大に參考となるものである（同法律は五ヶ條より成り尙附屬法十二ヶ條より成るのである。尙ナチスの法律前掲二七頁參照）。

（法律時報七卷三號掲載・昭和十年二月九日脱稿）

書庫



昭和十一年八月十五日印刷
昭和十一年八月二十日發行

發行所

東京 東區 神田區
電話 二二三九
地址 上野 二丁目
〇七九
〇〇九
九五四

印發 著
刷行 作
者 者

齋藤常三郎
八坂淺次郎
東京 神田區 河臺
京都 寺町 九太町

正價 金貳圓五拾錢

弘文堂書房

部刷印堂文弘

士博學法・授教大商神・大京

著 郎 三 常 藤 齋

破産法及和議法研究 I-X

破産法及和議法は法學研究中至難の部に屬する。しかも著者は現代斯學の權威をもつて、茲に多年研鑽の成果を發表せらる。所論一般觀念の闡明より特殊問題にもおよび、理路整然、一として學界を裨益せざるなし。敢て江湖に薦む。

價各三・〇〇 稅各・三三 菊布製 各四〇〇頁内外

(2)

士博學法・授教大商神・大京

著 郎 三 常 藤 齋

日本破産法
破産法及和議法研究 至自一
日本和議法 論
註 訴 訟 記 錄 二 卷
同 太利破産法及和議法 新訂
塊 各國破産豫防和議法
獨逸破産法 (條文)
民法要論 總則
日本民法講義 總則
同 物權 (ノ)
和民事訴訟法講義案 (上訴以下)

稅價 各 〇 ・ 一 八 CC	稅價 〇 ・ 一 八 〇〇	稅價 二 ・ 一 〇 四〇	(絶 版)	(絶 版)	稅價 一 ・ 〇 〇〇	稅價 二 ・ 一 二 〇〇	稅價 四 ・ 二 〇 二〇	稅價 六 ・ 二 五 二〇	稅價 下 各 卷 四 六 二〇〇	稅價 三 ・ 三 二〇	稅價 三 ・ 三 二〇
-----------------------------------	------------------------------	------------------------------	----------	----------	-------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------------	-------------------------	-------------------------

(1)

士博學法・授教大商紳・大京

著 郎 三 常 藤 齋

日本破産法

藝に公刊して定評ある名著「破産法大綱」の全部に亘り改訂増補を行ひ新装の下に出現したるもの。著者は我が現行法の實體・手續兩面に亘り詳密なる解説を試み、殊に主要なる判例學説を系統的に輯録援用し以て讀者の理解に便し、且つ斯法の趣向を指示されてゐる。

價 三・三〇 税・三三 菊クロス 四九〇頁

(3)

士博學法・授教大商紳・大京

著 郎 三 常 藤 齋

日本和議法論

本書は我が現行和議法の解釋を試みたるものにして上卷は其一般論とも云ふべき部分にあて、下卷は其各論を收む。我が現行法規自體が持つ法理を系統的に詳議し、而も隨所に引用された内外の判例・學説及各國和議法を通じて我が國和議法の評釋を試み、以て條文の意義とその利害得失とを明かにする等、學習者及研究者にとりては得難き參考書となり、實務家にとりては親切な指導者となるであらう。

上卷 六・〇〇 税各・三三 菊青革 八〇〇頁
下卷 四・〇〇 五七〇頁

(4)

士博學法・長教大商紳・大京

著 郎三常藤齋

奧太利破産法及和議法

並獨逸破産豫防業務監視法

本書はわが現行破産法および和議法の母法であるところの奧太利破産法の逐條翻譯である。尙、この法律の沿革および内容に關して若干の説明を加へ、この法律の精神を明にした。法律研究者の参考書として推薦するに値ひするもの。

價 二・二〇 税・一〇 菊假綴 二二〇頁

(5)

士博學法・長教大商紳・大京

著 郎三常藤齋

註 訴 訟 記 録

第一・二審手續
破産手續

本書は、著者が訴訟法の運用に就きわが學界に未だ適切なる法律實際家の参考となるべきものを慨され著はされたものである。即、一の訴訟事件を假設してこれに關する訴訟記録を調製し、その要所に註釋を加へ、わが判決學説は勿論諸外國の學説を引用し實際家および學習者の便宜を計つたもので、この種の書としては方今唯一のものである。

第一・二審 六・五〇
破産手續 四・〇〇
税各・三
菊背革 六〇〇頁
四〇〇頁

(6)

士博學法・授教大慶神・大京

著 郎 三 常 藤 齋

日本民事訴訟法講義案

上訴以下
證據調

學生の最も苦痛とする筆記の勞を省き且つ講義の進歩を圖らんが爲めに編述されたものである。従つて著者蘊著のエツセンスが僅々百餘頁の内に手際よく收められてゐるから斯法の大綱を領得するには恰好の著である。

上訴以下 各・八〇 稅各・二〇 菊假綴 二〇〇頁
證據調 二〇〇頁

(7)

士博學法・授教大慶神・大京

著 郎 三 常 藤 齋

日本民法講義 總則

本書は曩に公にしたる民法要論(絶版)と其の體系を異にし、且つその内容に於ても諸所に改訂變更を加へたるものにして、主として講義用の爲め著述したものである。

(目次) 緒論―民法の意義、民法の特性と根本原則
民法と裁判所、民法の淵原、民法法規の種類、民法の解釋、私法法律關係、本論―總則、私權の主體、(總説、人、法人)、私權の客體(總説、物)、權利關係の變動(一般、得喪變更、法律要件、法律行為、期間、時效及び除斥期間)。

價二・〇〇 稅・二四 菊クロス 二八〇頁

(8)

士博學法・授教大衛紳・大京

著 郎 三 常 藤 齋

日本民法講義

物權 (1)

緒論 II 物權法の地位、物權法の内容及び補充法、物權法の物質、物權法の體系

本論 II 總論、所有權 (所有權の意義・物體・推定・效力・取得・消滅・共有)、占有權 (占有權の性質及意義・種類・主體・客體・取得・推定・效力、占有訴權、占有權の繼續及消滅、準占有)

價 〇・八〇 税 二・一〇 菊假綴 約二〇〇頁

渡邊宗太郎著	日本行政法 (上)	四・三〇
渡邊宗太郎著	日本行政法 (下)	四・三〇
渡邊宗太郎著	地方自治の本質	二・五〇
渡邊宗太郎著	土地收用法論	三・五〇
荳原信雄著	土地商租權概論	一・八〇
田村德治著	行政法學概論 (1)	二・三〇
田村德治著	行政學と法律學	二・二〇
田村德治著	法律學の價值に關する懷疑	一・五〇
田村德治著	思想問題解決の合理的基礎	一・八〇
佐々木惣一著	立憲非立憲	一・四〇
森口繁治著	憲法學原理 (第一論)	品切
池田榮著	イギリス近代政治史研究 (1)	二・五〇

弘文堂刊行書

末川 博著	末川 博著	石田文次郎著	石田文次郎著	石田文次郎著	齊藤常三郎著	齊藤常三郎著	菅原春二著	菅原春二著	暁道文藝著	暁道文藝著	暁道文藝著
民法に於ける特殊問題の研究(第一卷)	民法に於ける特殊問題の研究(第二卷)	債權總論講義	民法研究(第一卷)	現行民法總論	日本民法講義(物權)	日本民法講義(總則)	民法判例批評	日本民法論(上總論)	大審院民法判例批評	民法研究	日本民法要論(總則)
三・八〇	三・八〇	二・五〇	三・五〇	三・八〇	〇・八〇	二・三〇	四・〇〇	五・〇〇	三・三〇	三・三〇	六・三〇

(11)

弘文堂刊行書

末川 博著	末川 博著	末川 博著	末川 博著	末川 博著	末川 博著	田島 順著	田島 順著	近藤英吉著	近藤英吉著	近藤英吉著	近藤英吉著	後藤 清著
民法に於ける特殊問題の研究(第二卷)	民法に於ける特殊問題の研究(第一卷)	民法上の諸問題	權利侵害論	契約總論	物權法	擔保物權法	債權法各論	債權法各論	相續法論(上)	相續法論(下)	民法學序說	民法學序說
五・三〇	各二・三〇	二・五〇	三・八〇	一・八〇	二・三〇	二・三〇	一・八〇	一・八〇	四・三〇	二・五〇	二・三〇	二・三〇

(12)

弘文堂刊行書	
竹田省著	手形法大意 二・五〇
竹田省著	商法判例批評(第一卷) 二・五〇
大隅健一郎著	企業合同法の研究 三・三〇
勝山勝司著	共同海損論 一・三〇
有馬忠三郎著	不正競争業論 五・五〇
西島彌太郎著	海商法要論 三・五〇
西島彌太郎著	船荷證券論 四・三〇
平田央著	有價證券法史論 五・三〇
山田正三著	和民事訴訟法論(第一卷) 各三・五〇
山田正三著	和民事訴訟法(第一卷) 三・三〇
山田正三著	和民事訴訟法(第二卷) 三・三〇
山田正三著	民事訴訟法判例(第一卷) 三・五〇

弘文堂刊行書	
谷口知平著	日本親族法 三・八〇
大西耕三著	代理の研究 三・三〇
岡村司著	民法と社會主義 三・〇〇
井上登譯	民法と無產者階級 二・五〇
アトキンソン著	民法の社會化 一・八〇
佐々穆著	民法の社會化 一・八〇
烏賀陽然良著	商法總論 一・三〇
烏賀陽然良著	會社法 三・三〇
烏賀陽然良著	商行爲法 二・三〇
烏賀陽然良著	手形法 二・三〇
烏賀陽然良著	海商法論(上卷) 二・三〇
竹田省著	商法總則 二・三〇
竹田省著	商行爲法 二・三〇

弘文堂刊行書

齊藤常三郎著	日本民事訴訟法講義案(上巻以下)	各〇・一八〇
齊藤常三郎著	註 訴 訟 記 録(第一卷)	六・五〇
齊藤常三郎著	註 訴 訟 記 録(第二卷)	六・三〇
齊藤常三郎著	塊太利破産法及和議法 並ニ獨逸破産豫防業務監視法	四・三〇
齊藤常三郎著	破産法及和議法研究(Ⅰ-Ⅴ)	各三・三〇
齊藤常三郎著	日本和議法論(上卷)	六・三〇
齊藤常三郎著	日本和議法論(下卷)	四・三〇
齊藤常三郎著	日本破産法	三・三〇
山田正三述	破産法	〇・九〇
井上直三郎著	増破産法綱要(第一卷)	二・〇〇
宮本英備著	刑 法 學 粹	六・五〇
宮本英備著	刑 法 大 綱	四・三〇

弘文堂刊行書

瀧川幸辰著	刑 法 各 論	一・三〇
瀧川幸辰著	陪 審 裁 判	〇・六〇
弘文堂編輯部編	獨 逸 刑 法 文 選	二・八〇
小野清一郎著	刑事訴訟法判例研究	三・五〇
牧 健二著	日本法制史概論	三・三〇
牧 健二著	日本封建制度成立史	三・三〇
牧 健二著	日本法制史論(上卷)	四・三〇
栗生武夫著	婚姻立法における主義の抗争	三・三〇
栗生武夫著	親族法の發達	一・八〇
栗生武夫著	人格權法の發達	一・三〇
栗生武夫著	西洋立法史(Ⅰ)	一・〇〇
栗生武夫著	中世私法史	一・三〇

弘文堂刊行書

栗生武夫著	婚姻法の近代化	一・八〇〇
恒藤 恭著	慣習法の歴史及理論	二・三〇〇
桑原隲藏著	支那法制史論叢	三・〇〇〇
宮本英雄著	英 法 研 究	五・三〇〇
跡部定次郎著	國際私法論(上卷)	六・五〇〇
恒藤 恭著	國際法及國際問題	二・七〇〇
佐々 穆著	社會法學の發達と主張	一・五〇〇
四島彌太郎譯 レオン・デュギエ著	私 法 變 遷 論	二・〇〇〇

1800 to

9 192